

板橋区（仮称）シニア活動センター構想策定協議会設置要綱

（平成20年8月29日区長決定）

（一部改正平成27年3月31日区長決定）

（設置）

第1条 シニア世代の社会参加を支援するための（仮称）シニア活動センター構想について、区民参画による検討を行うため、（仮称）シニア活動センター構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）（仮称）シニア活動センター構想の内容に関する検討及び策定
- （2）その他第5条第2項に規定する座長が必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する25名以内の委員をもって構成する。

- （1）板橋区内の大学関係者
- （2）学識経験者
- （3）区民の代表
- （4）シニア世代の社会参加関係団体の代表
- （5）区職員

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、平成21年3月末日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 協議会に、座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、座長が招集する。

（謝礼）

第7条 協議会の委員に、別に定める謝礼を支払うことができる。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、健康生きがい部長寿社会推進課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。